相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県鹿足郡六日市町大字澤田四六六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　鹿野　大器

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月二十一日

島根県鹿足郡吉賀町抜月一五八〇番地　相続財産管理人　村本　卓夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市安佐南区長束西四丁目九番、最後の住所広島市南区宇品神田五丁目八番八―五〇五号　被相続人　亡　藤本　剛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月二十一日

広島市安佐南区緑井六丁目二五番三三号、事務所広島市安佐南区大町東一丁目一一番七号　大町東ビル一〇一号室　相続財産管理人　塗本　幸弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県北松浦郡鹿町町長串免一〇八七番地、最後の住所長崎県北松浦郡鹿町町長串免一〇八七番地一六　被相続人　亡　吉浦　福馬

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月二十一日

長崎県北松浦郡江迎町田ノ元免九二番地　相続財産管理人　野中　耕造

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県熊本市帯山六丁目八二三番地一五、最後の住所熊本市帯山六丁目三番八四号　被相続人　亡　甲斐　義臣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月二十一日

東京都千代田区霞が関三丁目三番三号　社団法人日本旅行業協会　会長　金井　耿

平成二十二年一月二十一日

事務所熊本市田迎二丁目四番五号　相続財産管理人　三本　俊六

旅行業協会ボンド保証制度保証金取戻し公告

社団法人日本旅行業協会ボンド保証規程第三十一条第一項の規定により次のように公告します。

一、当協会のボンド保証会員であった旅行業者

㈠　旅行業の登録番号及び登録年月日　観光庁長官登録旅行業第一六七〇号　平成八年六月二十一日

㈡　商号　株式会社海外移住旅行社

㈢　名称、住所及び代表者の氏名　株式会社海外移住旅行社　東京都港区西新橋一丁目一三番九号　代表取締役　保崎利根雄

㈣　主たる営業所の名称及び所在地　本社営業所　東京都港区西新橋一丁目一三番九号

二、当協会のボンド保証会員となった年月日　平成十六年六月二十四日

三、当協会のボンド保証会員としての身分を失った年月日　平成二十一年十二月二十五日

四、当協会に預託した保証金等の額　金百五十万円也

五、第一号のボンド保証会員であった者との旅行業務に関する取引で当協会のボンド保証会員であった期間におけるものによって生じた債権に関し旅行業法第二十二条の九第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通並びに本会のボンド保証規程の定めるところによりボンド弁済申請書一通を当協会に提出してください。なお、弁済業務規約に定める弁済限度額及びボンド保証規程に定める弁済限度額は、それぞれ、金七千万円及び金百五十万円です。

六、前号の期間内に認証申出書及びボンド弁済申請書の提出がなかった場合は当協会はボンド保証規程に基づく弁済を行いません。また、第四号の保証金はボンド保証会員であった者に取り戻されます。

平成二十二年一月二十一日

東京都千代田区霞が関三丁目三番三号　社団法人日本旅行業協会　会長　金井　耿

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 22 年 1 月 21 日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

C　①株式会社日専連旭川　②第３種旅行業　③北海道知事登録旅行業第３―545号　④株式会社日専連旭川　北海道旭川市２条通８丁目144番地７　代表取締役　古尾谷裕　⑤本社営業所　北海道旭川市２条通８丁目144番地７　⑥平成20年９月22日　⑨平成21年２月12日　⑩300万円　⑪北海道知事　⑫北海道旭川市二条通八丁目144番地７　株式会社日専連旭川　代表取締役　古尾谷裕

B　①アジアスポーツコミュニケーションズ株式会社　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―6036号　④アジアスポーツコミュニケーションズ株式会社　東京都中央区日本橋茅場町三丁目３番２号　代表取締役　市村慶太　⑤本社営業所　東京都中央区日本橋茅場町３―３―２高田ビル２Ｆ　⑥平成20年５月15日　⑧平成21年12月21日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都中央区日本橋茅場町三丁目３番２号　アジアスポーツコミュニケーションズ株式会社　代表取締役　市村慶太

C　①ウイングリゾート株式会社　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―5519号　④ウイングリゾート株式会社　東京都中央区銀座３丁目13番６号　代表取締役　村上均　⑤本社営業所　東京都中央区銀座３丁目13番６号　⑥平成16年10月29日　⑨平成21年12月21日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都中央区銀座３丁目13番６号　ウイングリゾート株式会社　代表取締役　村上均

B　①有限会社トムツーリスト（ＴＯＭ）　②第３種旅行業　③愛知県知事登録旅行業第３―876号　④有限会社トムツーリスト　愛知県津島市蛭間町字西屋敷1093―１　取締役　松永　克己　⑤本社営業所　愛知県津島市蛭間町字西屋敷1093―１　⑥平成８年３月18日　⑧平成21年３月18日　⑩300万円　⑪愛知県知事　⑫愛知県津島市蛭間町字西屋敷1093―１　有限会社トムツーリスト　取締役　松永克己

C　①株式会社ニシキタクシー（ニシキトラベル）　②第３種旅行業　③広島県知事登録旅行業第３―379号　④株式会社ニシキタクシー　広島市西区中広町二丁目10番３号　代表取締役　濱田正博　⑤本社営業所　広島市中区西十日市町８番４号　⑥平成20年12月８日　⑨平成21年12月11日　⑩300万円　⑪広島県知事　⑫広島市西区中広町二丁目10番３号　株式会社ニシキタクシー　代表取締役　濱田正博